○　総務文教分野

<table>
<tr><td>区分</td><td colspan="4">■ 新　規　　□ 再提案　（　・　・　第　　回総会；　　市）</td></tr>
<tr><td>種類</td><td colspan="2">■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの
□ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの
□ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの
□ その他（　　）</td><td>分野</td><td>■ 総務文教
□ 社会環境
□ 経済
□ 危機管理建設</td></tr>
<tr><td rowspan="3">要望先</td><td>■ 国</td><td>担当省庁</td><td colspan="2">総務省</td></tr>
<tr><td>□ 県</td><td>担当部局</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>□ その他</td><td>名　　称</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

件名	**５　財産区議会議員一般選挙における供託金制度の適用除外について**
提案市	上田市
提案要旨	財産区議会議員のなり手不足が深刻であるなか、財産区議会議員一般選挙における供託金制度の適用は、立候補への意欲を低下させる要因となるため、当該選挙への供託金制度の適用除外を要望する。
提案理由	令和2年6月12日に公布された公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）により、町村議会の議員選挙について供託金制度を導入するものとし、その額を15万円とするものとされたが（公職選挙法第92 条第1項）、公職選挙法第268条の規定により町村議会の議員選挙の規定が適用される財産区議会の議員選挙についても、供託金制度が適用されることとなった。 しかし、立候補者の乱立等を防止する事を目的とした供託金制度は、時代とともに議員のなり手不足が深刻化し、数十年間、無投票が続いている財産区議会の議員選挙には馴染まないものであり、供託金制度の適用により、更に立候補への意欲低下が予想されることから、財産区議会の議員選挙における供託金制度の適用除外を要望する。
現況及び課題等	■現状：上田市内９財産区　77議員 ■課題：当該選挙において、過去に投票による選挙執行実績はなく、全て無投票であり、全ての財産区でなり手不足が進んでいる。
関係法令	公職選挙法